

令和6年度 真岡市奨学生募集要項

「修学資金」

1 目的

本市に住所を有する優秀な学生又は生徒で、経済的理由により修学できない場合に学資を貸与し、広く有能な人材を育成することを目的としています。

2 応募資格

次の条件を全部満たす人が対象です。

- (1) 学校教育法等に定める次の学校等のいずれかに在学し又は入学しようとする方で、本市に令和6年1月1日現在で1年以上住所を有し、修学の意欲があり、かつ、品行方正で将来良識ある社会人として活動できる見込みがある方。

ただし、在学又は入学することによって、一時的に本市に住所を有しなくなる場合は、本市に住所を有するものとみなします。

- ① 高等学校 ② 高等専門学校
- ③ 短期大学 ④ 大学
- ⑤ 専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）
- ⑥ 福祉、医療、看護教育を行う各種学校（高等学校卒業者に限る。）

- (2) 出身校又は在学校において、当該学年の学習成績平均値が、5段階評価で3.0以上であること。

- (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている方の令和4年中の認定所得金額が別表1(大学等)・別表2(高校等)の収入基準額以下である方。

- (4) 申請者を含む世帯全員が市税を完納していること。

- (5) 次の要件を満たす連帯保証人2名(原則として、1名は父母又は兄姉とします。)を有すること。

- ① 原則、本市に住所を有していること
- ② 独立の生計を営み、現在及び今後とも定期的な収入があることが見込まれ、弁済の資力を有していると認められること。
- ③ 市税を完納していること。

- (6) 本市以外の機関の奨学金等の給・貸与を受けない方、ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

3 修学資金の貸与額等

<貸与月額>

(1)高等学校	月額 20,000円
(2)高等専門学校	月額 20,000円
(3)短期大学	月額 40,000円
(4)大学	月額 40,000円
(5)専修学校	月額 40,000円
(6)福祉、医療、看護教育を行う各種学校	月額 40,000円

4 募集人数

全体で20名程度

5 貸与期間

在学し又は入学する学校の正規の最短修業期間

6 修学資金の返還

- (1)返還開始時期 卒業後2年を経過した年の翌月
- (2)返還期間 貸与した期間の2.5倍に相当する期間内
- (3)返還方法 原則として半年賦(無利子、8月及び12月)による均等払い。

7 応募手続き等

- (1) 応募期間 令和6年1月5日(金)～令和6年3月15日(金)

(2) 提出書類

- ① 修学資金貸与願 (指定用紙 様式1号)
- ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書 (指定用紙 様式2号)
- ③ 誓約書 (指定用紙 様式3号)
- ④ 世帯員全員の住民票の写し
- ⑤ 入学又は在学についての証明書 (合格通知書の写し等)
- ⑥ 市税完納証明書 (連帯保証人2名分)
- ⑦ 承諾書 (指定用紙 様式4号)

8 奨学生の決定等

- (1) 提出のあった書類等について審査・選考し、4月下旬に教育委員会にて奨学生を決定します。
- (2) 修学資金は年4回(5月末、7月、10月、1月)に分けて、奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

9 その他

- (1) 奨学生として決定された場合には、連帯保証人2名の「印鑑登録証明書」を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は毎年4月上旬に「在学証明書」を提出しなければなりません。
- (3) 奨学生は、卒業又は貸与期間が終了した時点で、すみやかに「修学資金借用書」(指定用紙)を提出しなければなりません。
- (4) 奨学生に、休学、転校、退学がある場合、また、本人や連帯保証人に住所の異動がある場合、連帯保証人を変更しなければならない事態(要件を満たさなくなった場合等。)が生じたときには、そのつど指定する様式で教育委員会に届け出なければなりません。
また、休学、転校、退学の場合は、その内容により貸与を停止することがあります。
- (5) 退学処分を受けた場合は、速やかに一括返還していただきます。
- (6) 修学資金の返還について、特別な事情がある場合には、猶予等の制度があります。
- (7) 修学資金の返還を遅滞したときは、延滞利子を課すことがあります。

問い合わせ先

真岡市教育委員会学校教育課 総務係 電話 0285(83)8180

表1 収入基準額(大学等)

世帯人員	収入基準額
1人	2,860,000円
2人	4,550,000円
3人	5,270,000円
4人	5,720,000円
5人	6,170,000円
6人	6,500,000円
7人	6,770,000円
7人を超える場合	一人増すごとに270,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

表2 収入基準額(高校等)

世帯人員	収入基準額
1人	2,120,000円
2人	3,800,000円
3人	4,730,000円
4人	5,150,000円
5人	5,700,000円
6人	6,080,000円
7人	6,350,000円
7人を超える場合	一人増すごとに250,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

大学等:短期大学・大学・専修学校・福祉、医療、看護教育を行う各種学校

高校等:高等学校・高等専門学校

※認定所得金額が表1(大学等)、表2(高校等)の収入基準額以下である方が対象となります。

【認定所得金額 = (別表第1で求めた所得額) - (別表第2の控除額)】

所得等の特別控除額については、栃木県育英会に準じていますので、ご不明の点がある場合、学校教育課 総務係までご連絡ください。

栃木県育英会 認定所得額：計算式及び特別控除 抜粋

別表第1 ◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額には所得税法上の算定式(B)を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、(A)を適用します。

区分	収入の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≧ ②	(A)の表を適用
家計支持者 ②		(B)の表を適用

給与所得計算式(A)

年間収入金額(万円未満切捨て)	所得額(万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8-214万円
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7-174万円
782万円以上	収入金額-408万円

給与所得計算式(B)

年間収入金額(万円未満切捨て)	所得額(万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7-18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8-54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9-120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95-170万円
1,501万円以上	収入金額-245万円

注) 給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費(売上原価や営業経費等)を差し引いた金額となります(万円未満切捨て)。

別表第2 ◎特別控除額表

控除の事由	特別控除額			
① 母子・父子世帯の場合	99万円			
②就学者のいる世帯の場合 児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する	区分	自宅通学	自宅外通学	
	小学校	31万円		
	中学校	46万円		
	高等学校	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	学 高 校 専 門	国・公立	1~3年次	39万円
			4・5年次	43万円
		私立	1~3年次	88万円
			4・5年次	87万円
	大学	国・公立	74万円	121万円
私立		133万円	180万円	
専 修 学 校	高等課程	国・公立	39万円	
		私立	88万円	
	専門課程	国・公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円
③障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき	99万円		
④長期療養者がいる世帯の場合	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし71万円を限度とする。			
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額			
⑦本人を対象とする控除	74万円			

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例出願者本人を含む子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

(例)子ども3人の場合 → [124万円 × (3人-2人)] = 124万円の控除